

令和7年度

農地等利用最適化推進施策等に関する意見書

令和6年9月

吉川市農業委員会

農地等利用最適化推進施策等に関する意見書

日頃より、吉川市農業委員会の活動にご理解、ご協力いただき、深く感謝申し上げます。

農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正施行され、本市農業委員会においては、農業委員会の必須業務として明確に位置付けられた担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」について、本市の農地等の利用の最適化に関する指針に基づき、活動を推進してきたところであります。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足による遊休農地の増加と不十分な管理、また、暴風・大雨・ひょう・例年になく夏期高温等の異常気象や病害虫などによる農業被害の発生、円安を起因とする燃料及び農業資材の更なる高騰など、昨年にも増してより一層厳しい状態が続いております。それらを踏まえながら、農地等の利用集積・集約化を推進するための努力を続け、生産性の高い優良農地をしっかりと次世代に繋げていくことが、吉川市農業の発展のために重要であると認識し、今後も農地等の利用の最適化に取り組んでまいります。

しかしながら、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するためには、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、実施する関係行政機関等の全面的な協力が不可欠であります。

つきましては、令和7年度の吉川市の農業施策実施にあたり、農業者の多様な声が反映された幅広い農業施策の推進が、魅力ある農業の振興、農地等の利用最適化の推進に効果的であるとの認識に立ち、本会の要望事項等に特

段のご配慮を賜りたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定により農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を提出いたします。

1 農地利用最適化施策について

(1) 地域の中心的な担い手への農地利用集積

- ① 担い手への集積・集約を推進するため、農地中間管理事業について、制度上のメリットなど広く農業者に周知すること。
- ② 農業経営基盤強化促進法の改正により、今後従来おこなっていた利用権の設定ができなくなるため、担い手及び貸し手に対して農地中間管理事業による賃貸借権等に切り替えていくよう、周知徹底を図ること。
- ③ 認定農業者や認定新規就農者が増えることは、経営規模の拡大、農地の集積・集約化に繋がるため、認定農業者、認定新規就農者への施策の充実を図ること。
- ④ 地域計画による地域での座談会を推進し、地域の担い手、出し手、地権者からの情報収集や共有を図ること。また、地域計画は、地域全体、吉川市の農業の展望を話し合うものとして農業者へ広く周知の上、更なる推進を図ること。
- ⑤ 地域計画を実現するための取り組みを、吉川市、各関係機関、団体と連携しつつ事業者の協力を得ながら実施すること。
- ⑥ 埼玉型ほ場整備事業等を活用し、農業基盤、水害対策など吉川市の農業の将来を見通した整備を図り、優良農地を確保すること。

(2) 遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消及び農地違反転用対策について

- ① J Aさいかつ、農地中間管理機構等関係機関と連携を図り、遊休農地の発生防止と耕作放棄地の解消の推進を図ること。
- ② 認定農業者、認定新規就農者への農地利用集積や、地域において花卉や果物等の作付けをして管理するなど、遊休農地・耕作放棄地の解消の推進を図ること。
- ③ 令和6年4月以降農地を含む土地の相続登記義務化に合わせ、吉川市でも相続関係手続の際に相続登記に関する啓発活動などを行い、相続登記が未了の土地の削減に努めること。
- ④ 農地法の違反地について、農業者以外の方にも認識してもらう機会を増やすため、今後は司法書士や行政書士など、他の業種や団体とも連携した周知活動に取り組むこと。

(3) 新規就農者の参入の促進について

- ① 農業後継者、新規就農者等若手農業者が育つ環境づくり、特に収益性の高い農産

物ができるような支援策及び吉川市で営農定着する支援策の充実を図ること。

- ② 高額な農業用機械や農業用施設・設備の整備費用の負担が、新規就農の障壁となっているため、農業機械の導入及び施設の整備に係る費用に対する助成等、施策の拡充を図ること。
- ③ J Aさいかつ、吉川市農業青年会議所等の各関係機関と意見交換会を定期的開催して組織的・継続的に新規就農の参入を促進することを目的に広報・啓発・普及などの活動を行うこと。

2 農業施策について

(1) 中核的担い手農家の確保・育成及び農業団体の育成について

- ① 営農法人等の営農組織の育成支援の充実を図ること。
- ② 地域における農業関係機関・団体との連携強化及び諸問題の共有を図ること。
- ③ 自然災害のリスク対策として、農業共済組合等関係機関と連携し、生産者へ収入保険制度の周知に努めるとともに、収入保険の前提となる青色申告の推進と合わせ、保険料の支援策を講じること。
- ④ 生産費高騰により減収となっている主食用米等の生産者に対して、持続可能な経営支援をすること。
- ⑤ 円安を起因とする燃料及び農業資材の物価高騰に対する、国や県及び市の支援策の更なる周知に努めること。
- ⑥ 市内に点在している畑作地について集積集約が進むよう、効果的な施策を講じること。また、農地の集積集約だけでなく、水稻・畑作各々の集約型農業へ転換できるような施策を講じること。

(2) 多種多様な生産及び加工、流通の展開と農産物の高付加価値化について

- ① 吉川産農産物のブランド化と市内商工業者等共同でのPR活動による販路の拡大を継続して行っていくこと。また、S-GAPや埼玉県認証特別栽培農産物等の認証を受けた吉川産農産物についても、積極的にPR活動を行うこと。
- ② 学校給食での吉川産農産物の使用について、各関係機関と連携し、使用量の拡大に努めること。また、教育現場での食育と地産地消を工夫し更なる推進をすること。
- ③ 吉川産農産物を利用した6次産業化の研究などへの支援の充実を図ること。
- ④ 農業拠点づくりやイベント等による生産者と消費者の交流の活性化、安心・安全

な食品の提供と地産地消を推進すること。

(3) その他

- ① SDGs に配慮した環境と調和した持続可能な魅力ある都市近郊農業の確立に向けた研究を行うこと。
- ② 国、県等の補助制度を活用し、農業用排水路等の農業基盤整備を積極的に推進すること。
- ③ 市管理の農業用排水路で破損等により機能不全になっている所は、早急に修繕を行うこと。
- ④ 毎年起こる自然災害で発生する農家の災害ゴミについて、災害の規模にかかわらず、行政で受け入れる体制を作ること。
- ⑤ 農業課題の解決に取り組むため、データ等の整備による「吉川市の農業の見える化」を更に推進すること。
- ⑥ 若い農業者が育つ環境づくりや「女性と農業」をテーマとした施策が展開されている中、農業委員に若い農業者や女性の登用を一層強化すること。
- ⑦ 専門知識を持った職員の増員を図り、農業委員会事務局の体制の充実を図ること。

令和 6 年 9 月 25 日

吉川市長 中原 恵人 様

吉川市農業委員会会長 立原 司朗

